



## Press Information

各 位

会社名 株式会社松屋フーズ  
代表者名 代表取締役社長 瓦 葺 利 夫  
(コード番号 9887 東証第 1 部)  
問い合わせ先 専務取締役 斉 木 兼 芳  
03-3904-1121

### 新株予約権（ストックオプション）の発行に関するお知らせ

当社は本日開催の当社取締役会において、平成 15 年 6 月 24 日開催予定のの当社第 28 期定時株主総会の決議を条件に、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、当社取締役および従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

(新株予約権の付与要領)

##### 1. 新株予約権付与の対象者

平成 15 年 6 月 24 日招集開催される当社第 28 期定時株主総会終結時および権利付与時に在任又は在職する後掲「対象者一覧表」記載の当社取締役 2 名および従業員 154 名、計 156 名（以下「対象者」という）

（新たな有資格者に対する付与（76 名）および既有資格者中昇格による増加分の付与（80 名））

##### 2. 新株予約権の目的たる株式の数

(1) 本総会終結の時に在任又は在職する対象者に対して合計 55,800 株を上限として付与する。

(2) 当社が株式分割（配当可能利益又は準備金の資本組み入れによる場合も含むものとし、以下同様とする。）又は株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。但し、かかる調整は、その時点で対象者が新株予約権を行使していない目的たる株式の数においてのみ行われるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

(調整後に生じる 1 株未満の株式は切り捨てる)



## Press Information

### 3. 行使価額

1 株金 2,165 円（平成 15 年 5 月 23 日の東京証券取引所の終値）又は権利付与日の東京証券取引所の終値（当日に該当する取引がない場合は、それに先立つ直近日の東京証券取引所の終値）のいずれか高い方の価額に 1.03 を乗じた金額とし、1 円未満の端数は切り上げる。

なお、株式の分割又は株式併合が行われる場合、発行価額は次の算式により調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

### 4. 新株予約権の行使期間

対象者は、平成 17 年 7 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日までの期間内に新株予約権を行使することができる。但し、新株予約権行使の条件又は当社と個別の契約者との間で締結される新株予約権付与に関する契約により、各対象者の行使期間中における新株予約権の行使が制限されることがある。

### 5. 新株予約権行使の条件

- (1) 対象者は、事由の如何を問わず、当社取締役又は従業員としての地位を喪失した場合、付与された一切の新株予約権を行使できない。但し、対象者たる従業員が当社取締役に就任したことにより当社従業員たる地位を喪失した場合、対象者たる取締役が当社従業員に就職したことにより当社取締役たる地位を喪失した場合、及び対象者たる取締役又は従業員が当社の完全子会社の取締役又は従業員に就任又は就職したことにより当社取締役又は従業員たる地位を喪失した場合はこの限りではない。
- (2) 対象者又は前項但書により当社取締役又は従業員の地位を喪失後においても新株予約権を有する者が死亡した場合、その者は一切の新株予約権を喪失し、その者の相続人においてもこれを行使できない。
- (3) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。
- (4) 年間の行使限度  
新株予約権の行使権者は、ストックオプション付与契約に年間（1 月 1 日から 12 月 31 日まで）の行使限度に関する規定があるときには、その規定にしたがって新株予約権を行使しなければならない。
- (5) 会社の合併  
当社が他社と吸収合併若しくは新設合併又は株式交換若しくは会社分割その他の組織変更を行う場合、未行使の新株予約権はかかる吸収合併又は新設合併又は株式交換若しくは会社分割その他の組織変更にかかる契約の定めに従う。
- (6) 新株予約権に関するその他の細目については、当社取締役会の決議、本総会決議及び当社取締役会決議に基づき、当社と個人別の対象者との間で締結される新株予約権付与に関する契約により定めることとする。

以上